

引渡キ欠勤シ一回又出勤ヤリント謂フ
 此ルニ被解雇等ハ小倉ニ對シ債銀返上ヲ依頼
 シタルニシテ相違ハ未ニ未ニ相違田一ルニスルコトハ
 突然公解雇スル不都合ナリト會社ノ措置ヲ憤リ各
 解雇手當トシテ日給七十五日分(同八日給ニ由リ六十八
 水野ハ二月三十日又加算ニ由リ十五日分)ヲ要求シタルニ
 場主ハ解雇スル者ニ手當等ヲ支給スル必要ナリト
 峻拒シテ遂ニ本月六日本縣特要石原伊
 之助方ニ請ヒ前以解雇ノ事情ヲ具陳シ之カ解
 雇手當支後支拂方依頼シタル石原天ニ快諾
 シ兩手見申ニ支拂ヲ試シントスルコト如シ
 以下経過ニ付テハ注意視察中
 坂乃申(通)報候也

8. 土木建築